発議第 3 号

介護報酬の引き下げに反対する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年 3 月19日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 広 沢 文 隆

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

松伏町議会議長 山 﨑 善 弘 様

介護報酬の引き下げに反対する意見書

政府は、2015年度から介護報酬(介護サービスの公定価格)を全体で2.27%引き下げることを決定し、これを新年度予算案に反映させました。介護報酬の引き下げは、実質0.8%減だった前回12年度に続く連続削減で、介護職員の処遇改善(1.65%)、認知症・中重度者対応の加算(0.56%)を除くと、実質4.48%もの大幅な削減となります。特に、特別養護老人ホームの基本報酬は、報酬全体の引き下げ幅の倍以上にあたる約6%の大幅引き下げとなり、施設以外でも通所介護の小規模事業所が最大で9%の削減、要介護者向けでは、訪問介護を約5%削減し、通所介護は約20%もの引き下げとなっています。

これが実施されれば、多くの事業所の経営が直撃を受け、介護職員の労働条件や介護サービスの後退を招くことは必定です。

特別養護老人ホームなどでつくる全国老人福祉施設協議会は「現在でも赤字施設が3割近くに及ぶ特別養護老人ホームなどでは、やむなくボーナスカットや非正規雇用への切り替え、賃金水準の引き下げもあり得る危機的な状況に陥る恐れがある」と、今回の引き下げに重大な懸念を表明しています。

厚労省は、「処遇改善加算」によって140万人(常勤換算)に月1万2000円程度の 賃上げを見込んでいると説明していますが、介護で働く事務職員や理学療法士など約70万 人は対象外です。しかも加算を得られるのは、職務に応じた賃金体系や研修の実施、子育て 支援など労働環境が整っている事業所に限られ、今でも2割弱の事業所が加算を得られてい ないのが現状です。

国の推計でも、現状のままの対応では、介護職員が25年度に約30万人不足するとみられており、介護報酬の引き下げは事業者の経営を圧迫し、サービスの低下や職員の削減などにつながりかねず、人手確保にも逆行することになります。

政府は、報酬引き下げによって介護費を2400億円削減でき、利用者の負担軽減になるとしていますが、その一方で保険料を10%もアップすることは全く理解に苦しむものです。よって政府におかれましては、公費負担の割合を増やすなど利用者負担とならないような手だてをとりながら、介護報酬の引き下げについては行わないよう、強く要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3 月19日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 町 村 信 孝 様 参議院議長 山 崎 正 昭 様 内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様 厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様